

令和7年12月22日 第三回世田谷区議会臨時会（速報版）

午後一時開会

○石川ナオミ議長 ただいまから令和七年第三回世田谷区議会臨時会を開会いたします。

○石川ナオミ議長 これより本日の会議を開きます。

まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第七十九条の規定により、

十七 番 平塚けいじ議員

三十三番 高橋 昭彦議員

を指名いたします。

○石川ナオミ議長 次に、会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって会期は一日と決定いたしました。

○右川ナオミ議長 これより日程に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔水谷次長朗読〕

日程第一 議席の一部変更

○石川ナオミ議長 お手元の議席変更表のとおり議席の一部を変更したい旨の申出があります。

お詰りいたします。

議席変更表のとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって議席変更表のとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

ただいま決定いたしました議席に御着席願います。

○石川ナオミ議長 この際、御報告いたします。

十二月十八日付で、宍戸三郎議員から議会運営委員を辞任したい旨の願い出がありまし

た。委員会条例第十一條の規定により、同日付でこれを許可いたしました。

○石川ナオミ議長 次に、区長から招集の挨拶の申出があります。保坂区長。

〔保坂区長登壇〕

○保坂区長 令和七年第三回世田谷区議会臨時会の開催に当たり、区議会議員並びに区民の皆様に御挨拶を申し上げます。

十二月八日に青森県東方沖を震源とする地震があり、青森県八戸市で震度六強を記録し、また、九日には北海道から千葉県にかけた太平洋沿岸などの百八十二市町村に北海道・三陸沖後発地震注意情報が初めて発表されました。今回の地震で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、さきの令和七年臨時国会において、国の補正予算が成立したことを受け、区において経済対策を速やかに実施するため、補正予算案を御提案する必要が生じましたので、本日臨時会を招集いたしました。

初めに、デジタル地域通貨せたがやPayを活用した物価高騰対策の実施についてです。

区が支援し、世田谷区商店街振興組合連合会が実施するせたがやPayは、昨年二月二十日で事業開始から六年目を迎えます。この間、累計のダウンロード数は五十三万件、利用額は四百二十四億円、加盟店数は六千二百店を超えるなど、その事業規模を拡大させ、地域に根差したデジタル地域通貨として着実に区民生活に浸透しつつあります。

令和七年十一月二十一日に閣議決定された国のかつての強い経済を実現する総合経済対策において、足元の物価高への対応として、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金のさらなる十分な追加を行う旨が盛り込まれました。

区では、先般の第四回定例会において御議決いただいた第四次補正予算により、二月から三月にかけて、せたがやPayによる最大一〇%のポイントを還元する物価高騰対策の一般財源での追加実施を予定しておりました。今般、これに上乗せする形で国の交付金を活用することとし、ポイント還元率を最大一〇%から一五%に引き上げるとともに、事業開始日を一月二十一日に前倒しして、その規模をさらに拡充いたします。せたがやPayを活用した物価高騰対策を速やかに実施することで、消費下支え等を通した生活者支援、区内経済活性化を引き続き後押ししてまいります。

次に、物価高騰対策として実施する現金給付事業についてです。

区では、国の強い経済を実現する総合経済対策の方針を受け、生活に直結する支出の負担を確実に軽減するため、令和七年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯を対象として、一世帯当たり二万円の現金を給付することにいたします。

本区の対象は約十二万世帯に上り、物価高が長期化する中で特に影響を受けやすい世帯への確実な支援が求められています。現金給付は、食料品に限らず医療費、公共料金、子育て関連費など、各世帯が抱える幅広い生活費に柔軟に充てることができる点が大きな利点です。お米券などの金券に比べ使途が自由であり、また、支援効果がより直接的に発揮されるものと考えております。長引く物価高の中で影響を受けやすい世帯の暮らしを下支えする実効性の高い支援として実施するものであります。

対象となる皆様には、確実に給付金をお届けすることができるよう、通知や給付事務の準備を着実に進め、本事業が区民の皆様の生活の安心につながるよう、迅速かつ丁寧に取り組んでまいります。

さらに、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を支援する観点から、国ではゼロ歳から高校三年生までの子どもたちに一人当たり二万円の物価高対応子育て応援手当を支給することになりました。区においては、さらに、この二万円に一万円を上乗せいたしまして、子ども一人当たり三万円を支給することといたします。区の上乗せ分につきましても、国と同じ対象となる約十三万人の子ども、約八万六千の子育て世帯へ支給をいたします。これは、区も国と同様に子育て世帯を全力で応援していくメッセージの一つでもあります。

支給に当たりましては、児童手当のスキームを活用し、全体の約九割の方には申請手続を行うことなくプッシュ型で支給を進めてまいります。

最後に、本臨時会に御提案申し上げます案件は、令和七年度世田谷区一般会計補正予算（第五次）の議案一件でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御議決賜りますようお願い申し上げ、私の御挨拶といたします。

○石川ナオミ議長 以上で区長の挨拶は終わりました。

○石川ナオミ議長 次に、日程第二を上程いたします。

〔水谷次長朗誦〕

日程第二 議案第百八十四号 令和七年度世田谷区一般会計補正予算（第五次）

○石川ナオミ議長 本件に関し、提案理由の説明を求めます。中村副区長。

〔中村副区長登壇〕

○中村副区長 ただいま上程になりました議案第百八十四号「令和七年度世田谷区一般会計補正予算（第五次）」につきまして御説明申し上げます。

令和七年度世田谷区補正予算書（第五次）、資料右上の九ページを御覧ください。

本件は、国の総合経済対策により示された重点支援地方交付金等を活用した施策を速やかに実施するため、補正計上するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算額は、既定予算額に七十四億三千九百十五万三千円を追加し、四千百三十七億七千三百二万円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○石川ナオミ議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件を企画総務委員会に付託いたします。

○石川ナオミ議長　この際、議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたしました。

○石川ナオミ議長 ここで、議案の審査を行うため、しばらく休憩いたします。

午後一時十二分散会

午後四時四十分開議

○石川ナオミ議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第百八十四号に関し、企画総務委員長の報告を求めます。

〔三十五番加藤たいき議員登壇〕（拍手）

○企画総務委員長 加藤たいき議員 議案第百八十四号「令和七年度世田谷区一般会計補正予算（第五次）」につきまして、企画総務委員会における審査の経過とその結果について御報告いたします。

本件は、国の総合経済対策により示された重点支援地方交付金等を活用した施策を速やかに実施するため補正計上し、既定予算総額を増額するものであります。

委員会ではまず、住民税非課税世帯等に対する給付金について、他自治体と比較して支

給日が遅くなる理由が問われたのに対し、理事者より、給付金の支給に当たっては、コールセンターの設置やFAQの作成、効率的に事務を進めるためのシステム構築、過去の受給者口座とのひもづけなど、様々な準備作業が必要となる。過去の給付金は国の事業として実施していたものであり、国から基準日が示された段階で既存予算を活用し、事前準備に着手することが可能であった。しかし、今回は、現金、またはお米券を含めた商品券などの給付方法や対象者などの判断が区に委ねられているため、区議会で予算が議決された後、準備に着手することが適切であると考え、基準日も議決予定日に設定した。また、近年では国の標準準拠システムへの対応を理由に対象者データの抽出作業に慣れたシステム事業者が業務を請け負うことができず、コールセンターなどの受託事業者と区職員がこれらの作業を行う必要があり、時間を要する一因となっている。このような理由から、支給までに相応の期間を要することを見込み、支給開始日を四月十五日と想定したが、より早く支給する自治体もあると伺っている。区としても、支給開始日をさらに前倒しできるよう、担当所管において鋭意取り組んでいくとの答弁がありました。

また、予算議決前に実施できる準備の有無が問われたのに対し、理事者より、議決後、速やかに事業者を選定し、契約締結の後、具体的な準備を進めていくことになる。過去に同様の業務を担っていた事業者にある程度の相談は可能であるが、契約を前提としたものではないため、事前にできる準備は限られているとの答弁がありました。

さらに、今後、給付金支給に要する期間短縮に向けた方策が問われたのに対し、理事者より、対象者のデータ抽出や通知発送に要する期間を短縮することは物理的にも困難だと認識している。そのため支給開始時期を早めるためには、基準日や事業者決定を前倒しする必要があるとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、自由民主党より「我が会派が緊急要望した子育て支援や、低所得者支援が盛り込まれていることから本補正予算に賛成する。その上で、低所得者への支援を一刻も早く実施するため最大限努力するよう要望する」、立憲民主党・無所属・愛より「本年の春闘では五%を超える賃上げが実施された一方で、非正規雇用の増加や中小企業の経営状況などから、賃上げとならない労働者が数多く存在している。物価高の下、最も影響を受けている低所得者層への支援とともに、出産や育児、教育、進学等に係る負担が増加している子育て世帯、そして現役世代への支援も欠かせない。重点支援地方交付金の実施内容について、国はお米券の配付などを例に挙げたが、今回、区は米価の変動と手数料発生への影響等から購入物品を限定しない現金支給としたことは評価す

る。また、住民税均等割のみの課税世帯を対象に加えることで、物価高の下で最も家計に影響が出ている世帯への支援が期待できる。ただし、非課税世帯は二割程度が入れ替わり、その世帯は振込口座の確認が必要であるため、迅速な事務手続を求める。次に、物価高対応子育て応援手当については、今臨時国会で成立した補正予算によるものであることから、事業実施が年末になったことは否めないが、子どもの入学・進学シーズンを迎える中、児童手当支給対象者に区が独自に一万円を上乗せしたことは評価する。また、子育て応援手当並びにせたがやPay事業は、システムの活用等により、あまり時間をかけずに実施できることは大きいと考える。なお、せたがやPayのポイント還元による物価高騰対策は区内事業者、小売店への支援が柱となるが、せたがやPayはあまねく公平に利用できることができが大切であり、高齢者に対するデジタルデバイド対策が欠かせない。関係団体の協力などにより、アプリのダウンロードや使用方法などを含めた啓発や講習会の実施を要望し、本補正予算に賛成する」、公明党より「物価の高騰は食料品などの生活必需品への影響が特に顕著になっており、我々区議団の下には支援を求める区民の声が日々届いている。これまでも代表質問などを通じて繰り返し提言してきたが、今般の補正予算において、所得税減税の対象にはならない非課税世帯や、育ち盛りの子どもを育てる世帯への支援、そして、区民のみならず区内事業者支援にもつながるせたがやPayの還元率拡充などを盛り込んだことを評価する。しかし、非課税世帯等への給付が約四か月後になることは、事業の委託先選定業務などを加味しても遅いと言わざるを得ず、できる限り早期の支給開始を求める。また、交付金の額が想定よりも多かったことを踏まえ、年度内に再度補正予算を編成し、都の物価高騰緊急対策事業に該当しない高齢者や障害者などの食の援助を行うNPOや福祉事業者、並びに清掃・リサイクル事業者などのエッセンシャルワーカーに対する支援のほか、中間所得層を支える取組など、我が党が区長に緊急要望した事項についても実施することを要望し、賛成する」、改革無所属の会より「円安またはインフレの影響により、物価高はまだ続くと思われる。また、自然災害の発生の蓋然性が相当高まっているため、本補正予算案で示されている各事業の実施までのスピードを最大限に早め、早期に実現することが本当の意味で多くの人を救うことにつながると考える。今回の支援策を生かせるか生かせないかは全てスピード感にかかっていると考えるため、全庁を挙げて事業実施のスピードアップを図ることを強く求め賛成する」、日本共産党より「我が党は国の補正予算案に対し、物価高に苦しむ国民の生活支援と経済再生などに振り向けるべきとして、軍事費や大企業向けの予算を削減し、消費税率五%の緊急的な引下げ

や、インボイス制度の廃止、中小企業の賃上げ促進に資する直接的な支援、病院や診療所、介護事業所への経営支援の強化とケア労働者の給与の大幅な改善、最高裁が違法判決を下した生活保護費減額分の全額補償、大学の学費値上げの抑制に向けた緊急助成、自然災害の被害者に対するきめ細やかな支援及び熊対策に係る予算の増額など、抜本的な予算の組替えを提案したが、否決された。国の重点支援地方交付金は自治体間の取組に格差を生じさせ、特にお米券の配付は物価高騰の実態に追いつかず、経費率の高さや執行の遅れといった根本的な問題を抱えているが、今回、区が示した補正予算は物価高の影響が最も重くのしかかる方々を重点的に支援するものであり、物価高騰対策としては有効である。産業振興にもつながるせたがやPayによる物価高騰対策や、子育て応援給付への独自の上乗せについても評価し、本補正予算に賛成する」、国民民主党・都民ファーストの会より「先日、総務省が発表した消費者物価指数は、昨年から今年にかけて食料品は六・一%上昇しており、そのほかも軒並み上昇している。このような物価高に対する支援策は、主に、徴収した税金を再配分する給付と税金自体を減らす減税の二種類に分けられ、今回の補正予算は給付に当たる。国民民主党が掲げる現役世代の負担軽減政策の主な内容は、税や社会保険料などの負担を軽減するという着想であり、さきの国会ではガソリン暫定税率の廃止と年収の壁のさらなる引上げを実現した。今回の物価高騰対策のうち、特に子育て世帯への給付金については区独自の一万円上乗せがあり、我が会派が主張している現役世代、子育て世帯の負担軽減が反映されたものと考えるが、そもそも取って配ることよりも、取らずに負担を減らす着想に基づく政策を検討するよう改めて申し上げ、賛成する」との表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第百八十四号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

以上で企画総務委員会の報告を終わります。（拍手）

○石川ナオミ議長 以上で企画総務委員長の報告は終わりました。

これより意見に入ります。

発言通告に基づき、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により三分以内といたします。

二番おぎのけんじ議員。

〔二番おぎのけんじ議員登壇〕（拍手）

○二番 おぎのけんじ議員 議案第百八十四号、一般会計、第五次補正予算に賛成の立場

から、世田谷刷新の会の意見を申し上げます。

先ほどの区長招集挨拶において、せたがや P a y について、ダウンロード数五十三万件、利用額四百二十四億円、加盟店六千二百店と事業規模が拡大し、区民生活に着実に浸透しているとの説明がありました。数字としては確かに立派なものです。しかし、規模が大きいことと、政策として適切に機能していることは同義ではありません。重要なのは、果たして全区民が等しくこの施策の恩恵を受けられているのかです。

コロナ禍以降、世田谷区の経済対策は、実質的にせたがや P a y に依存した構造となっています。この手法自体を否定するものではありませんが、せたがや P a y というキャッシュレス決済アプリが持つ制度設計上、効果検証上の硬直性について、改めて指摘をしておきます。

現行のせたがや P a y では、利用者の年齢や居住地といった基本的な属性を把握できません。そして区外の方も区民と同様にキャンペーンを利用できます。その結果、キャンペーン効果が実際にどの程度、区民に浸透しているのか説明できない構造になっており、ポイントコンシャスな特定のユーザーしか恩恵を受けていないのではないかという仮説がいつまでも成り立ってしまいます。区民だけ、あるいは特定の層に限定したキャンペーンを展開することもできず、区外へのスpillオーバーがどの程度発生しているのかも把握できません。当然、加盟店へのマーケティングデータの提供もできません。

区の説明によれば、これまでの施策において、一人当たりの平均還元ポイント数は二千から三千ポイントの間とのことです。先週の国の補正予算成立後、二十三区でも様々な施策が打ち出されていますが、他区では一般区民を対象に五千円、または一万元を現金、もしくはポイントで給付する例が多く見られます。

それらと比較すると、世田谷区の一般区民向け施策は結果的に対象が限定され、かつ給付額も相対的に少ないという評価も成り立ち得ます。さらに、住民税非課税世帯への給付については、二十四億円を配るのに事務費として約四億六千万円を要し、かつ給付が四月以降という設計となっています。明らかに経費も時間もかかり過ぎであり、今後、せたがや P a y とマイナンバーカードを連携させ、迅速な給付を行うなど、より効率的な手法を検討することを強く求めます。

そして、今後も世田谷区の経済対策として、せたがや P a y を使ったキャンペーンを本丸に据えるのであれば、特に高齢者の方々に向け、広くアプリに慣れ親しんでもらい、キャンペーンの恩恵を受けられるよう、利用促進策の展開、丁寧なフォローアップの構築、

一方での加盟店拡大を平時からより積極的に進めること、加えて、せたがやPayを使った物価高騰対策の効果を全区民に行き渡らせ、その効果を正しく検証できるよう、行政が思考停止することなく、アプリの仕様そのもの、運用体制の見直しに積極的に関与し、今後の世田谷区の経済対策の在り方に不斷の改善努力を重ねることを強く求め、賛成意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長 以上でおぎのけんじ議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。

お詣りいたします。

本件を委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって議案第百八十四号は委員長報告どおり可決いたしました。

ノオミ議長 次回

○石川ナオミ議長 本件に関する委員会の審査報告は、お手元の請願審査報告書のとおり

上例之重是今之想生於其後者，當以之為御用確據。故曰：「子之子之孫」。

「用誰的？」王曉龍者也。

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって本件は委員会の報告どおり決定いたしました。

○石川赳太郎議長 次に、日程第四を上程いたします。

〔水父次長朗讀〕

日程第四 請願の付託

○石川士木議長　受理いたしましたを請願は、請願文書表に掲げましたとおり、議会運営

委員会に付託いたします。

○石川ナオミ議長 次に、日程第五を上程いたします。

〔水谷次長朗読〕

日程第五 閉会中の審査付託

○石川ナオミ議長 お手元の請願継続審査件名表及び特定事件審査（調査）事項表に掲げました各件を閉会中の審査付託とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって本件は閉会中の審査付託とすることに決定いたしました。

○石川ナオミ議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和七年第三回世田谷区議会臨時会を閉会いたします。

午後四時五十六分閉会